

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和35年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（定時制通信教育手当の額の算定の特例）</p> <p>3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）第2条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（定時制通信教育手当の額の算定の特例）</p> <p>3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成25年1月1日から適用する。